

消防予第53号
平成18年2月7日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長

認知症高齢者グループホーム等に係る実態調査の結果等について

平成18年1月8日に発生した長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」の火災を受けて、「認知症高齢者グループホーム等に係る実態調査について」(平成18年1月11日付け消防予第10号)により実施した認知症高齢者グループホーム等に係る実態調査の結果を別添のとおり取りまとめたのでお知らせします。

認知症高齢者等が入所する施設における防火安全対策については、「認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の指導について」(平成18年1月10日付け消防予第8号)により取り組んでいただいております。消防庁においても現在、認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会を開催し、消防用設備等、防火管理等防火安全対策について、3月中を目途に検討結果を取りまとめることとしています。

このような中ではありますが、本件の調査結果によると、防災物品の使用について比較的多くの違反が見受けられるので、防災物品の未使用をはじめとした違反是正の徹底を図るとともに、その他火気管理、消火・通報・避難等の訓練等非常時対策の指導など、防火安全対策を推進されるようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

認知症高齢者グループホーム等に係る実態調査結果

(平成18年1月31日報告分)

調査対象施設数

7,963 施設

対象施設

面積	建物数	割合
ア. 150㎡未満	228	2.8%
イ. 150㎡以上～300㎡未満	2,112	25.6%
ウ. 300㎡以上～500㎡未満	2,313	28.0%
エ. 500㎡以上～700㎡未満	1,973	23.9%
オ. 700㎡以上～1,000㎡未満	1,004	12.2%
カ. 1,000㎡以上	629	7.6%

複数の建物を合わせて一つの施設としている場合は、各建物ごとに調査を実施(建物総数8,259件)。以下同じ。

用途	建物数	割合
ア. 消防法施行令別表第一(6)項口	7,863	95.2%
イ. 消防法施行令別表第一(5)項口	245	3.0%
ウ. その他	151	1.8%

建築構造	建物数	割合
ア. 耐火造	2,039	24.7%
イ. 準耐火造	1,686	20.4%
ウ. その他	4,534	54.9%

内装仕上げ材料	建物数	割合
ア. 不燃材料	1,475	17.9%
イ. 準不燃材料	4,626	56.0%
ウ. 難燃材料	632	7.7%
エ. なし	1,526	18.5%

出入口以外の直接屋外に通じる出口の有無	建物数	割合
ア. ある	2,105	25.5%
イ. ない	6,154	74.5%

各居室(就寝室)における出入口以外の開口部から直接屋外へ通じる出口(ベランダを通じて直接避難階へ通じる出口を含み、腰壁がないもの)

収容人員等

. 消防法施行令第2条適用の有無

	建物数	割合
ア. 適用あり	1,767	21.4%
イ. 適用なし	6,492	78.6%

. 収容人員

	建物数	割合
ア. 10人未満	2,923	35.4%
イ. 10人以上～20人未満	3,416	41.4%
ウ. 20人以上～30人未満	1,131	13.7%
エ. 30人以上	789	9.6%

. 従業員1人に対する入所者の数

	建物数	割合
ア. 3人未満	784	9.5%
イ. 3人以上～7人未満	934	11.3%
ウ. 7人以上～10人未満	5,632	68.2%
エ. 10人以上	909	11.0%

夜間など従業員が最も少ない時

. 収容人員区別の従業員1人に対する入所者の数

		建物数	割合
ア. 10人未満	3人未満	385	13.2%
	3人以上～7人未満	474	16.2%
	7人以上～10人未満	2,045	70.0%
	10人以上	19	0.7%
イ. 10人以上 ～20人未満	3人未満	311	9.1%
	3人以上～7人未満	284	8.3%
	7人以上～10人未満	2,373	69.5%
	10人以上	448	13.1%
ウ. 20人以上 ～30人未満	3人未満	65	5.7%
	3人以上～7人未満	94	8.3%
	7人以上～10人未満	778	68.8%
	10人以上	194	17.2%
エ. 30人以上	3人未満	23	2.9%
	3人以上～7人未満	82	10.4%
	7人以上～10人未満	436	55.3%
	10人以上	248	31.4%

消防法違反の有無

消防法違反の有無		義務ありの割合	義務なしの割合	違反率	義務なく設置しているものの割合
ア. 消防用設備等	誘導灯	94.7%	5.3%	4.0%	2.2%
	消火器具	97.6%	2.4%	1.9%	2.1%
	自動火災報知設備	73.6%	26.4%	2.9%	3.0%
	消防機関へ通報する火災報知設備	44.8%	55.2%	1.2%	7.5%
	屋内消火栓設備	5.5%	94.5%	0.4%	0.6%
	スプリンクラー設備	6.4%	93.6%	0.2%	2.1%
イ. 防災物品		96.5%	3.5%	24.3%	
ウ. 消防用設備等点検報告		97.1%	2.9%	24.4%	
エ. 防火管理		53.7%	46.3%	15.3%	
何らかの消防法違反があるもの				46.8%	

上記の割合は、建物総数に対する該当するものの割合を示す。